

(食の安全安心対策協議会資料)

米穀関連法の改正及び新設について

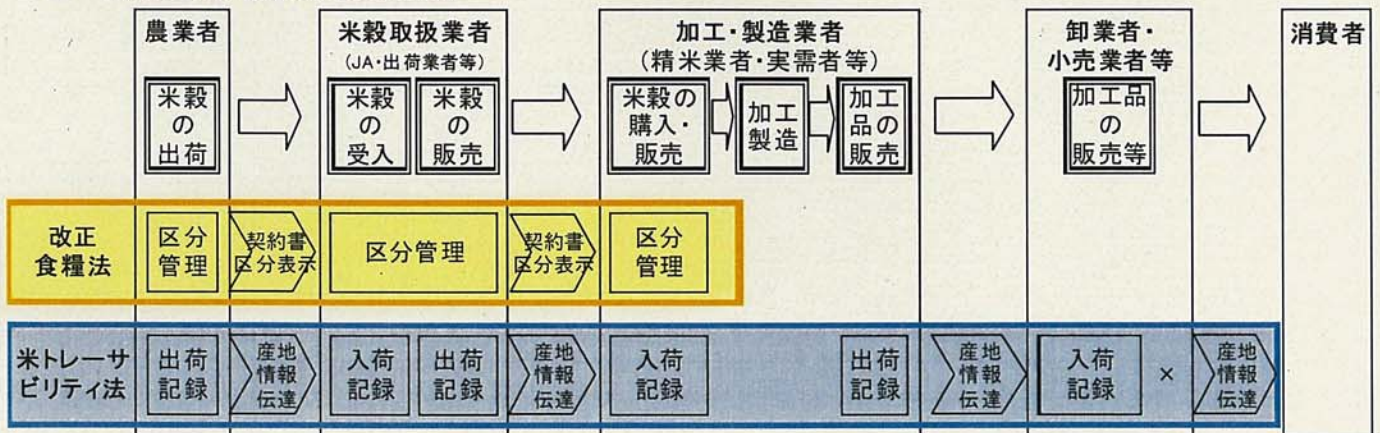
平成22年3月16日
千葉県農林水産部
生産販売振興課
安全農業推進課

平成20年度に発生した事故米穀の不正規流通事件を踏まえ、国は平成22年4月以降に、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の一部改正（改正食糧法）と「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）を施行する。これらの法律は、米穀を取扱う事業者には米穀の区分管理や、産地情報の記録・伝達を義務付けることにより、事件の再発防止と安全性の確保、消費者への情報提供を行うことを目的としている。

1 米穀関連法の概要

	改正食糧法	米トレーサビリティ法
目的	飼料用米などの用途限定米穀の適正な流通	食用米穀の安全性確保と消費者への情報提供
対象米穀	飼料用米、米粉用米、加工用米（用途限定米穀）、食用不適米穀	米、米粉、米加工食品、米飯等
対象事業者	農業者、出荷業者、精米業者、販売業者 ※対象：届出事業者 3,417（広域業者を含む） 農業者 52,509 戸	農業者、製造業者、卸売店、米屋、和菓子屋、煎餅屋、旅館、食堂、居酒屋、スナック等 ※対象：約 11 万件
事業者が遵守すべき事項	用途限定米穀の用途外使用の禁止と区分管理	食用米穀の産地情報の記録と次事業者（消費者含む）への伝達
県の自治事務（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑義事業者への立入検査や報告徴収 ・ 違反事業者に対する勧告、命令 ・ 法令の周知、啓発指導。相談対応 	
施行日	平成22年4月1日	平成22年10月1日（記録） 平成23年7月1日（伝達）

2 対象となる事業者の範囲



3 今後の対応

農林水産省の出先機関である千葉農政事務所と合同で、法令の周知や啓発指導を実施するとともに、疑義案件に対しては立入検査を行っていく。